

## 最近の国及び原子力事業者の動きについて

## 1. 原子力施設の新規制基準による審査の状況

## (1) 原子力施設の新規制基準の概要

- 原子炉等規制法に基づく「原子力規制委員会規則」及び規制委員会の内規「審査ガイド」として、パブリックコメントを経て、平成25年7月8日に施行。

## ＜新規制基準のポイント＞

## ➤ 新たに求められる主な安全対策

- ・ 事故時の前線基地「緊急時対策所」の確保
- ・ フィルター付きベント（PWR（加圧水型原子炉）は5年間猶予）
- ・ 難燃性ケーブルの使用など火災発生防止対策
- ・ 火山、竜巻、外部火災等による影響評価と必要な改造
- ・ 冷却装置、電源設備の多重化、多様化
- ・ 想定される最高津波に応じた、防潮堤や防潮扉の設置
- ・ 活断層（露頭）直上への重要施設の設置禁止

## ➤ 40年運転制限

- ・ 稼働を運転開始から原則40年に制限
- ・ 特別点検を行い、認可を受ければ最長20年の延長可

## (2) 事業者による申請と規制委による審査の状況

- 現在、昨年7月8日に事業者から申請のあった6原発10基について、再稼働に向けた審査が進められている。
- 事業者による規制委審査会合への資料提出が遅れていたため、当初「早ければ半年程度」とみられた審査期間は延びているが、12月に入り事業者による資料提出が進み、1月17日、田中規制委員長も「山を越えた」と述べ、審査は後半に入っている模様。

## ＜審査が進められている原発に係る審査会合への資料提出状況＞

事業者名	対象号機	全審査項目中の資料提出項目数（H25.12.27時点）		
		プラント関係	地震津波火山関係	計
北海道電力	泊3号機	14項目/17項目	6項目/10項目	20項目/27項目
関西電力	大飯3,4号機	15項目/〃	9項目/〃	24項目/〃
	高浜3,4号機	15項目/〃	9項目/〃	24項目/〃
四国電力	伊方3号機	15項目/〃	6項目/〃	21項目/〃
九州電力	川内1,2号機	15項目/〃	9項目/〃	24項目/〃
	玄海3,4号機	15項目/〃	9項目/〃	24項目/〃

- ・ いずれもPWR（加圧水型）で稼働後40年を経過していない
- ・ 泊1,2号機については申請内容の不備により審査保留
- ・ H26年1月21日までに、公開での審査会合を70回開催
- ・ 9月以降申請の原発（いずれもBWR（沸騰水型））については、審査に着手したばかり（9月：東京電力 柏崎刈羽6,7号、12月：中国電力 島根2号、東北電力 女川2号）
- ・ 日本原燃の再処理施設（青森県六ヶ所村）についても、H26年1月7日に申請

### <田中規制委員長の発言（H26.1.17）>

- ・7月に申請した6原発10基の審査について「山を越えた」と述べ、審査は後半に入っているとの認識を示す。
- ・具体的な審査の終了時期については「プラントによって違うので一概には言えない」とした。

### （3）近県原発の状況

#### ①大飯原発

- H25年7月に、関西電力は新規規制基準への適合性審査を申請したが、規制委は、敷地内破砕帯に関し一定の見解がまとまるまで審査を保留していた。
- 9月の有識者会合で、敷地内破砕帯に関し「将来活動する可能性のある断層には該当しない」と評価の方向性が示されたことを受け審査が開始され、周辺活断層に関する課題についても対応の方向性が見えたことから、再稼働に向け規制委審査会合への資料提出が進んでいる。

### <地震に関する課題への対応>

#### ▶ 原発敷地内破砕帯（重要施設の下を通るF-6破砕帯）

- ・9月の有識者会合において「将来活動する可能性のある断層には該当しない」との評価の方向性が示され、11月の有識者会合ではこの評価を確定した。今後、評価書案が規制委に提出される予定。

#### ▶ 原発周辺活断層の連動の考慮

- ・関西電力は、原発周辺の3つの活断層が連動した場合の地震動の想定値を規制委に報告。今後、規制委が妥当と認めれば、関西電力は新しい基準地震動として設定した上で、施設の耐震安全性評価を実施。

### <規制委<sup>ふけた</sup>更田委員の発言（H26.1.9）>

- ・「プラントの審査では、川内、玄海<sup>せんだい</sup>の二つが一步先に行っているが、大飯、高浜もかなり近づいてきた。」
- ・「夏になってもまだ審査をやっているとは想像していない。」

#### ②高浜原発

- H25年7月に、関西電力は新規規制基準への適合性審査を申請したが、敷地高が低く、津波で重要施設が浸水する恐れがあると指摘されていた。
- 9月に関西電力が、防潮堤などを追加設置する計画を規制委に報告したことから審査が進み始め、周辺活断層に関する課題についても対応の方向性が見えたことから、再稼働に向け規制委審査会合への資料提出が進んでいる。

### <地震や津波に関する課題への対応>

#### ▶ 津波対策について

- ・9月に、関西電力は、重要施設の浸水を防ぐため、防潮堤や防潮ゲートを追加設置する計画を規制委に報告し、規制委は10月の現地調査で津波対策を了承。

### ➤ 原発周辺活断層の連動の考慮

- ・関西電力は、原発周辺の3つの活断層（大飯原発と同一）が連動した場合の地震動の想定値を規制委に報告。今後、規制委が妥当と認めれば、関西電力は新しい基準地震動として設定した上で、施設の耐震安全性評価を実施。

### ＜規制委<sup>ふけた</sup>更田委員の発言（H26.1.9）＞

- ・「プラントの審査では、川内、玄海<sup>せんだい</sup>の二つが一步先に行っているが、大飯、高浜もかなり近づいてきた。」
- ・「夏になってもまだ審査をやっているとは想像していない。」

### ③敦賀原発

- H25年5月、原子力規制委は2号機直下を走る敷地内破砕帯は「耐震設計上考慮すべき活断層である」と判断。
- 同年7月に日本原電から「活断層ではない」との独自の追加調査結果の報告を受け、本年1月20日～24日、有識者による現地の再調査が実施されている。
- 今後、再調査を踏まえた評価について有識者会合で議論することとされているが、新規制基準では、活断層（露頭）直上への重要施設の設置を禁じており、昨年5月の規制委の判断が覆らない限り、運転再開は認められない。

### ＜敷地内破砕帯に係る経緯＞

- ・H25年5月、規制委は評価書を取りまとめ、2号機直下を走るD-1破砕帯は「耐震設計上考慮すべき活断層」と判断。なお、今後新たな知見が得られた場合、必要があれば、見直すことがあり得ると付記
- ・H25年7月、日本原電は「活断層ではない」との独自の追加調査結果を規制委に報告
- ・以降、規制庁による日本原電報告資料の分析、及び論点整理のための現地調査（H25.11）
- ・H25年12月、規制委会合で、新たに示されたデータを踏まえ、評価書見直しの要否を議論する必要があるとして、有識者による現地の再調査実施を決定

### ④美浜原発

- 敷地内破砕帯に関する規制委の評価がされておらず、新規制基準への適合性審査の申請提出には至っていない。
- 本年1月15日、規制委の島崎委員長代理は、敷地内破砕帯に関する追加調査を関西電力に求める考えを示しており、追加調査には数か月を要する見込み。

### ＜敷地内破砕帯に係る経緯＞

- ・H25年7月、関西電力は「活断層ではない」とする調査報告書を規制委に提出
- ・H25年12月、規制委が設置する有識者会合の委員が、現地調査を実施
- ・H26年1月15日の会合で、有識者4人が論点や疑問点をコメントし、規制委の島崎委員長代理は「現在は結論が出る状況にない」と述べ、関西電力に追加調査を求める考えを示す。

## ⑤もんじゅ

- 敷地内破砕帯に関する規制委の評価がされておらず、1 万点以上の機器点検不備も判明し、新規制基準への適合性審査を申請する前提が整っていない。
- 機器点検不備に係る原子力機構の対応が不適切であると、規制委会合で指摘された（H26.1.15）。
- 敷地内破砕帯に関しては、9 月の規制委の指示を踏まえ、原子力機構が追加調査を実施中。（H25 年度末までの予定）

## ＜機器点検不備に係るこれまでの経緯＞

- ・ H24 年 11 月 約 9,700 点の機器の点検時期超過が発覚
- ・ H25 年 5 月 規制委は原子力機構に対し保安措置命令を発出
- ・ H25 年 9 月 原子力機構は未点検機器の点検完了を規制委に報告
  - ・ 最終的な点検不備総数が約 14,300 点であったことも報告
- ・ H25 年 11 月 原子力機構は再発防止策の完了について規制委に報告
- ・ H25 年 12 月 規制庁による保安検査で以下が判明
  - ・ 点検対象設備が点検計画に適切に登録されていない
  - ・ 点検方法が点検計画と現場の要領書で一致しない
  - ・ 再発防止策完了報告（11 月）時点では、点検計画記載内容を確認作業中であり、後に修正が必要な個所があった

## ＜敷地内破砕帯に係る経緯＞

- ・ H25 年 4 月、原子力機構は「活断層ではない」とする調査報告書を規制委に提出
- ・ H25 年 7 月、規制委が設置する有識者会合の委員が現地調査を実施し、規制委は 9 月に原子力機構に対し追加調査の実施を指示

## ⑥志賀原発

- 敷地内破砕帯に関する規制委の評価がされておらず、新規制基準への適合性審査の申請提出には至っていない。
- 北陸電力は、敷地内破砕帯に関する調査報告書を、規制委に提出。（H25.12.20）今後の有識者会合の開催や現地調査の日程は未定。

## ⑦浜岡原発

- 南海トラフ巨大地震による想定地震動や想定津波高を踏まえた耐震対策工事や防潮堤の嵩上げ工事を実施しており、新規制基準への適合性審査の申請提出に向けた準備が進められている。（工事完了目標：4 号機は H27 年 9 月、3 号機は H28 年 9 月）
- H25 年度内に 4 号機について、H26 年度内に 3 号機について、新規制基準への適合性申請を提出したい意向を、中部電力社長が表明。

## ＜中部電力水野社長の発言（H25.12.25）＞

- ・（4 号機について）基準地震動や基準津波の確定の作業をやっている段階。3 月までに必ず申請したい。
- ・（3 号機について）2014 年度内には申請できるよう準備を進める。

## 2. 福島第一原発における汚染水への対応状況

- 福島第一原発における汚染水の漏えいは続いており、対応策として凍土方式の遮水壁の設置が決定されている。(H26 年度内完成目標)
- H25 年 9 月、原子力災害対策本部は「汚染水問題に関する基本方針」を決定し、東京電力任せにするのではなく、国が前面に出て必要な対策を実行し、その際には、逐次的な事後対応ではなく、想定されるリスクを広く洗い出し、予防的かつ重層的な対策を講じることを表明した。

### <汚染水問題に係る経緯>

- ・ H25 年 4 月 1～3 号機の地下貯水槽からの漏えいが判明  
→既存及び新規の鋼製タンクへ汚染水を移送
- ・ H25 年 7 月 汚染された地下水が港湾内（0.3 km<sup>2</sup>）に流出と公表
  - ・ 海水中の有意な放射線濃度は、港湾内のプラント付近でのみ観測されており、それ以外ではほぼ検出されていない
  - 以下の対策実施を決定

#### <緊急対策>

- ①水ガラスによる壁の設置及び汚染エリアからの地下水くみ上げ
- ②山側の地下水くみ上げと流入量を抑制する地下水バイパス 等

#### <抜本対策>

- ①海側遮水壁の設置（海洋への漏えい防止）
- ②凍土方式の陸側遮水壁の設置（原子炉建屋への地下水流入抑制）
- ③処理能力の高い汚染水除去設備の設置 等

- ・ H25 年 8 月 ボルト締め型タンクから高濃度汚染水（300m<sup>3</sup>）の漏えい判明
  - ・ 側溝を通じて汚染水が海へ流出した可能性は低いと考えられる
  - 茂木経産相が以下の対策を東電に指示

- ①タンク及びその周辺の管理体制の強化、パトロールの強化
- ②溶接型タンクの増設とボルト締め型タンク置き換えの加速
- ③高濃度汚染水の処理の加速化と汚染土回収による周辺の線量低減
- ④高濃度汚染水の貯蔵に係るリスクの洗い出しとリスクへの対応

- ・ H25 年 9 月 「汚染水問題に関する基本方針」を原子力災害対策本部が決定
  - ・ 東京電力任せにせず、国が前面に出て必要な対策を実行
  - 以下の対応方針を決定

- ①関係閣僚等会議の設置
- ②廃炉・汚染水対策現地事務所の設置
- ③汚染水対策現地調整会議の設置
- ④廃炉・汚染水対策の工程管理とリスクの洗い出し
- ⑤財政措置（凍土方式の陸側遮水壁、より高性能な汚染水除去設備）
- ⑥モニタリングの強化、風評被害の防止、国際広報の強化

- ・ H25 年 9～10 月 台風に伴う汚染水タンク周りの堰内溜まり水の溢水  
→以下の対策実施を決定

- ①タンク周りの堰の嵩上げ、タンク上部への雨樋等設置
- ②堰高さを考慮した、排水設備（ポンプ、タンク）の増強、サンプリング・測定の増強
- ③タンク水位計の設置（タンクからの漏えい検知性向上）

### 3. エネルギー基本計画について

- 「エネルギー基本計画」の改定は、H25年6月に「年内目途」と閣議決定された予定より遅れており、具体的な改定時期は明らかにされていない。
- H25年3月から、資源エネルギー庁の審議会である「総合資源エネルギー調査会基本政策分科会」において17回にわたる議論がなされ、同分科会が12月13日にとりまとめた「エネルギー基本計画に対する意見」では、原子力について「安全性の確保を大前提に引き続き活用していく重要なベース電源」と位置付けている。
- 今後、この分科会の意見のほか、パブリックコメントで寄せられた国民の声や、与党の意見を踏まえ、経済産業大臣が「エネルギー基本計画（改定案）」を作成し、閣議決定されることとなる。
- しかし、与党から時間をかけたしっかりとした議論の要望があり、本年1月には、首相を含む関係閣僚などから、1月中と見込まれていた閣議決定を急がない旨の発言がなされている。

#### <関係閣僚の発言>

##### ・H26年1月10日 菅官房長官

「与党側から時間をかけてしっかりと調整してほしいとの要望があった」

「責任あるエネルギー政策を策定するためには徹底した議論が必要だ」

##### ・H26年1月14日 安倍首相

「責任あるエネルギー政策を策定するため、国民や与党の意見も踏まえながらしっかりと議論を進めていきたい」

##### ・H26年1月14日 茂木経済産業大臣

「(閣議決定は)できるだけ早くと考えているが、パブリックコメントで寄せられた国民の声は1万9000件に上る。同時に、自民党でも独自に所属議員を対象にアンケートを行っている。こういったことも踏まえながら、関係閣僚で議論を進めたいと思っている。」

##### ・H26年1月18日 高市自民党政調会長

「(議論が)2月いっぱいまでかかるのではないか」

#### <「エネルギー基本計画に対する意見」(総合エネルギー調査会基本政策分科会)における原子力関係記述の概要>

##### ➤ 福島第一原発事故及びその前後から顕在化してきた課題

- ・ 原発の安全性に対する懸念及び行政・事業者に対する信頼の低下
- ・ 化石燃料依存の増大による国富の流出、中東依存の拡大、電気料金の上昇、我が国の温室効果ガス排出量の急増
- ・ 需要家の節電行動など需要動向の変化

## ▶ 各エネルギー源の位置付け

- ・ 原発再稼働、再エネ導入の進捗の度合い等を見極めつつ、速やかに実現可能なエネルギーミックスを提示

**原子力**： 安全性の確保を大前提に引き続き活用していく重要なベース電源。

原発依存度については、可能な限り低減。その方針の下で、安定供給、コスト低減、温暖化対策、技術・人材維持等の観点から必要とされる規模を十分に見極めて、その規模を確保。

安全性を全てに優先させ、国民の懸念解消に全力を挙げる前提の下、原子力規制委によって安全性が確認された原発は再稼働を推進。

## ▶ 原子力政策の基本方針と政策の方向性

### ① 福島の再生・復興に向けた取組

- ・ 最優先課題として、福島の再生・復興に全力で取り組む
- ・ 廃炉・汚染水対策で国が前面に出る取組を一層強化

### ② 不断の安全性向上と安定的な事業環境の確立

- ・ 原子力の「安全神話」と決別し、世界最高水準の安全性を不断に追求
- ・ 事業者は、リスクマネジメント体制を整備し客観的・定量的リスク評価
- ・ 国は、円滑な廃炉、迅速な安全対策、安定供給への貢献といった課題に対応できるように、事業環境の在り方を検討
- ・ 原子力災害対策の強化に加え、関係自治体の避難計画の充実化を支援

### ③ 使用済燃料対策の抜本強化と総合的な推進

- ・ 国が前面に立って、高レベル放射性廃棄物の最終処分に向けた取組を推進
- ・ 将来世代が最良の処分方法を選択できるように、可逆性・回収可能性を担保
- ・ 直接処分など代替処分オプションに関する調査・研究を推進
- ・ 処分場選定では国が科学的見地から説明、地域の合意形成の仕組みを整備
- ・ 放射性廃棄物の減容化・有害度低減のための技術開発を推進

### ④ 核燃料サイクル政策の着実な推進

- ・ 関係自治体や国際社会の理解を得つつ、核燃料サイクルを着実に推進
- ・ 国際公約に従って、プルトニウムを適切に管理・利用
- ・ 米仏等と国際協力を進め、高速炉等の研究開発を推進
- ・ もんじゅは過去の反省の下、もんじゅ研究計画に従い、成果のとりまとめ

### ⑤ 国民、立地自治体、国際社会との信頼関係の構築

- ・ 原発事故を踏まえ、科学的根拠や客観的事実に基づくきめ細やかな広聴・広報
- ・ 原発の稼働状況等も踏まえ、地域の実態に即した立地地域支援対策を推進
- ・ 世界の原子力安全、核不拡散及び核セキュリティに貢献、原子力新規導入国の人材育成・制度整備支援等を拡充